

大館市戸別浄化槽設置整備事業経営戦略

団 体 名 : 大 館 市

事 業 名 : 戸別浄化槽設置整備事業

策 定 日 : 令 和 5 年 2 月

計 画 期 間 : 令 和 4 年 度 ~ 令 和 13 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (平成10年10月5日供用開始)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (予定:無)
処理区域内人口密度	令和3年度末現在 9.89人/ha(821人/83ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(公共下水道事業計画区域及び農業集落排水区域以外の区域)		
処 理 場 数	設置済基数 337基 (うち、使用状況※令和3年度末現在) 廃止済基数 4基 休止等基数 33基 使用中基数 300基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用人数別浄化槽使用料																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用人数</th> <th>月額使用料</th> <th>使用人数</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1,400円</td> <td>7人</td> <td>6,420円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,700円</td> <td>8人</td> <td>7,380円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>2,600円</td> <td>9人</td> <td>8,460円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,540円</td> <td>10人</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>4,500円</td> <td rowspan="2">11人以上</td> <td rowspan="2">市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>5,460円</td> </tr> </tbody> </table>			使用人数	月額使用料	使用人数	月額使用料	1人	1,400円	7人	6,420円	2人	1,700円	8人	7,380円	3人	2,600円	9人	8,460円	4人	3,540円	10人	9,600円	5人	4,500円	11人以上	市長が別に定める額	6人
使用人数	月額使用料	使用人数	月額使用料																									
1人	1,400円	7人	6,420円																									
2人	1,700円	8人	7,380円																									
3人	2,600円	9人	8,460円																									
4人	3,540円	10人	9,600円																									
5人	4,500円	11人以上	市長が別に定める額																									
6人	5,460円																											
使用料として定める額に、その額に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額																												
業務用使用料体系の概要・考え方	使用水量別浄化槽使用料																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用量</th> <th colspan="4">従量使用料(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10立方メートルまで</td> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分</td> <td>20立方メートルを超え50立方メートルまでの分</td> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td> <td>100立方メートルを超える分</td> </tr> <tr> <td>1,400円</td> <td>150円</td> <td>160円</td> <td>190円</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>			基本使用量	従量使用料(1立方メートルにつき)				10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分	1,400円	150円	160円	190円	210円										
基本使用量	従量使用料(1立方メートルにつき)																											
10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分																								
1,400円	150円	160円	190円	210円																								
使用料として定める額に、その額に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額																												
その他の使用料体系の概要・考え方	特になし																											
条例上の使用料*2(20㎡あたり)※過去3年度分を記載	令和元年度	3,190円	実質的な使用料*3(20㎡あたり)※過去3年度分を記載	令和元年度	3,336円																							
	令和2年度	3,190円		令和2年度	3,332円																							
	令和3年度	3,190円		令和3年度	3,374円																							

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	下水道課 生活排水係 1名
事業運営組織	<p>【令和4年度末】</p> <p>戸別浄化槽設置整備事業 下水道課生活排水係 1名</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託(包括的民間委託を含む)	戸別浄化槽維持管理業務について、業務委託を行っている
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

①収益的収支比率

浄化槽整備区域内人口の減少により収益が減少傾向にある。
浄化槽の使用休止等により維持管理基数も減少傾向にある。

②企業債残高対事業規模比率

企業債の新規借入はなく、返済により残高は年々減少している。

③経費回収率

1世帯あたりの居住人員が減少していることと新規整備の終了により、今後の浄化槽使用料金の増収は難しい状況である。

④汚水処理原価

浄化槽(1基当たり)の使用人数は減少しているが、設置済浄化槽全部を管理しなければならないため、維持管理費の削減とはならず、類似団体よりも平均を上回っている状況です。

⑤施設利用率

空き家となる家屋もあり、休止状態の浄化槽が増加傾向にある。
浄化槽の使用率は減少しており、類似団体よりも平均を下回っている。

⑥水洗化率

水洗化率については、100%に近い数値を維持している。

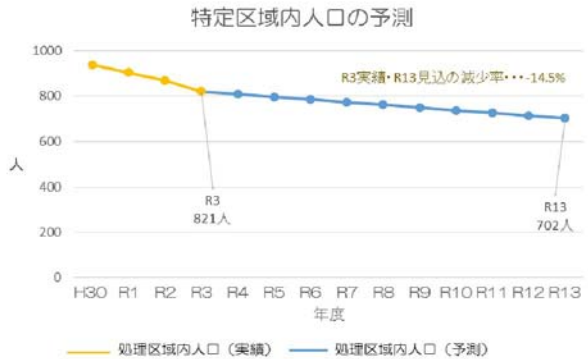
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計は、国立社会保障・人口問題研究所のデータを基礎とし、毎年度、減少の予測となっています。

戸別浄化槽の新たな整備の予定はなく、整備済浄化槽の維持管理のみ行っていることから、処理区域内人口が大幅に増加する見込みはありません。また、人口減少も進んでいることから、処理区域内人口は減少の見込みです。

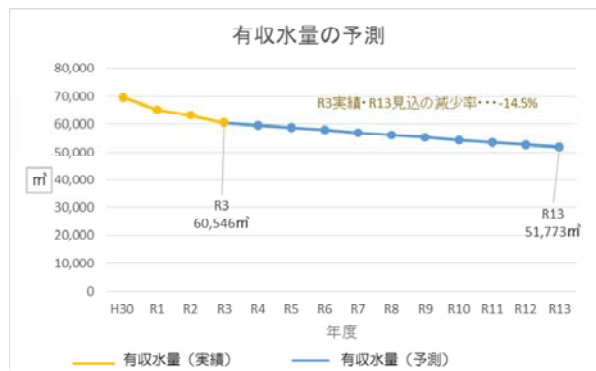
令和3年度の実績値は821人、令和13年度の予測値は702人となり、率にして14.5%の減少となる見込みである。



(2) 有収水量の予測

戸別浄化槽の新たな整備の予定はなく、整備済浄化槽の維持管理のみ行っていることから、有収水量の増加要素はない。人口減少も進んでいくことから、有収水量は年々減少していく見込みです。

令和3年度の実績値は60,546 m^3 、令和13年度の予測値は51,773 m^3 となり、率にして14.5%の減少となる見込みである。



(3) 使用料収入の見通し

戸別浄化槽の新たな整備予定はなく、整備済浄化槽の維持管理のみ行っていることから、有収水量の増加要素はない。人口減少も進んでいくことから、有収水量は年々減少していく見込みです。

令和3年度の実績は10,292千円、令和13年度の予測は8,752千円となり、率にして15%の減少となる見込みである。



(4) 施設の見通し

浄化槽の耐用年数である30年を経過していないため、大規模な修繕は計画しておりませんが、保守点検により、破損等が確認された場合には適宜補修しながら機能保持を図ります。

(5) 組織の見通し

・現在、組織の見直しの予定なし

3. 経営の基本方針

戸別浄化槽設置整備事業は、集合処理(公共下水道・農業集落排水施設など)が出来ない旧比内地域を対象とし、生活排水処理するものであり、市民に快適で衛生的な住環境を提供するとともに、公共用水域の水質悪化を防止するものである。

浄化槽の整備、維持管理費については、使用料及び起債や一般会計繰入金を財源としており、戸別浄化槽利用者でない市民との公平性を保ち、適正な経営を行うためには、公営企業に準じて会計処理を行う必要がある。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標
-----	------------------------------------

・投資の目標に関する事項
新規整備については、平成21年度で終了していることから、新たな戸別浄化槽の設置計画はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入の確保と、使用料滞納者へ滞納対策による経費回収の改善に努めていきます
-----	---

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項
公営企業非適用事業のため、一般職員の給与体系と同様
・修繕費に関する事項
経費節減のため、施設維持にあたり計画的で効率的な改修に努める
・委託費に関する事項
現行の委託業務形態を当面継続することとし、委託費は同額とする

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道の使用料改定に合わせて行う
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	耐用年数や修繕の優先順位を考慮し、修繕費の節減に努めます。
委託費に関する事項	委託業務内容等の見直し、経費節減について検討します。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>持続可能な事業運営を図るため、PDCAサイクルを活用し、おおむね5年以内をめぐりに経営戦略の見直しを行います。</p> <pre> graph TD PLAN[計画 PLAN] --> DO[実行 DO] DO --> CHECK[評価 CHECK] CHECK --> ACTION[改善 ACTION] ACTION --> PLAN </pre>
----------------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	29,745	29,832	30,048	29,434	28,867	29,002	28,867	29,002	28,867	27,647	27,512	27,004	
		(1) 営 業 収 益 (B)	11,545	11,696	10,707	9,732	9,797	9,648	9,499	9,350	9,201	9,052	8,890	8,753
		ア 料 金 収 入	10,827	10,544	9,798	9,732	9,797	9,648	9,499	9,350	9,201	9,052	8,890	8,753
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	718	1,152	909									
		(2) 営 業 外 収 益	18,200	18,136	19,341	19,702	19,070	19,354	19,368	19,652	19,666	18,595	18,622	18,251
		ア 他 会 計 繰 入 金	18,200	18,136	19,341	19,702	19,070	19,354	19,368	19,652	19,666	18,595	18,622	18,251
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	21,188	21,379	22,363	21,605	20,891	20,876	20,588	20,567	20,273	20,252	19,975	19,968	
		(1) 営 業 費 用	18,928	19,258	20,383	19,770	19,202	19,337	19,202	19,337	19,202	19,337	19,202	19,337
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	18,928	19,258	20,383	19,770	19,202	19,337	19,202	19,337	19,202	19,337	19,202	19,337
		(2) 営 業 外 費 用	2,260	2,121	1,980	1,835	1,689	1,539	1,386	1,230	1,071	915	773	631
ア 支 払 利 息		2,260	2,121	1,980	1,835	1,689	1,539	1,386	1,230	1,071	915	773	631	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8,557	8,453	7,685	7,829	7,976	8,126	8,279	8,435	8,594	7,395	7,537	7,036		
資本的 支出	1 資 本 的 収 入 (F)													
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	7,405	7,544	7,685	7,829	7,976	8,126	8,279	8,435	8,594	7,395	7,537	7,036	
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,405	7,544	7,685	7,829	7,976	8,126	8,279	8,435	8,594	7,395	7,537	7,036
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 7,405	△ 7,544	△ 7,685	△ 7,829	△ 7,976	△ 8,126	△ 8,279	△ 8,435	△ 8,594	△ 7,395	△ 7,537	△ 7,036		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,152	909										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,152	909										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 (N)-(O)												
黒 字 (P)												
赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	104	103	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	11,545	11,696	10,707	9,732	9,797	9,648	9,499	9,350	9,201	9,052	8,890	8,753
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	111,833	104,289	96,604	88,775	80,799	72,673	64,394	55,959	47,365	39,970	32,433	25,397

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
区 分												
収 益 的 収 支 分	18,200	18,136	19,341	19,702	19,070	19,354	19,368	19,652	19,666	18,595	18,622	18,251
うち基準内繰入金	5,799	5,799	5,799	5,799	5,799	5,799	5,799	5,799	5,799	5,799	4,986	4,600
うち基準外繰入金	12,401	12,337	13,542	13,903	13,271	13,555	13,569	13,853	13,867	12,796	13,636	13,651
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	18,200	18,136	19,341	19,702	19,070	19,354	19,368	19,652	19,666	18,595	18,622	18,251

